

# 令和3年五所川原市教育委員会第1回定例会会議録

五所川原市教育委員会

令和3年五所川原市教育委員会第1回定例会議決結果表

議案番号	提案年月日	件名	議決年月日	結果
議案第1号	令和3年1月21日	令和3年度五所川原市学校教育指導の方針と重点について	令和3年1月21日	原案可決
議案第2号	令和3年1月21日	五所川原市教育委員会スポーツ顕彰受賞者の決定について	令和3年1月21日	原案可決
議案第3号	令和3年1月21日	五所川原市教育委員会文化顕彰受賞者の決定について	令和3年1月21日	原案可決

令和3年五所川原市教育委員会第1回定例会会議録

日時：令和3年1月21日（木） 午後1時30分開会

場所：五所川原市本庁舎 3階 委員会室

◎議事日程

開会

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 前回会議録の承認（令和2年第13回定例会）
- 第 4 教育長の報告
- 第 5 議案第1号 令和3年度五所川原市学校教育指導の方針と重点について
- 第 6 議案第2号 五所川原市教育委員会スポーツ顕彰受賞者の決定について
- 第 7 議案第3号 五所川原市教育委員会文化顕彰受賞者の決定について

閉会

◎出席教育長及び委員（5名）

教育長	長	尾	孝	紀	
1番	丁子	谷		悟	委員
2番	木	村	吉	幸	委員
3番	奈	良	陽	子	委員
4番	楠	美	恭	寛	委員

◎説明のため出席した職員（8名）

	教育部長	夏	坂	泰	寛
教育総務課	課長	永	山	大	介
社会教育課	課長	大	沢	丈	徳
スポーツ振興課	課長	近	藤	達	也
学校教育課	課長	谷	川	龍	三
学校給食センター	所長	葛	西		一
図書館	館長	吉	田	秋	蔵
社会教育課	課長補佐	棟	方	龍	峰
スポーツ振興課	課長補佐	秋	田	幸	保
学校教育課	課長補佐	川	浪		学

◎職務のため出席した職員（1名）

教育総務課	課長補佐	鎌	田		郁
-------	------	---	---	--	---

◎開 会

○教育長

本日の出席は、私ほか委員が4名、定足数に達しております。これより令和3年五所川原市教育委員会第1回定例会を開会いたします。

◎会議録署名委員の指名

○教育長

日程第1、会議録署名委員の指名に入ります。会議録署名委員は、委員会会議規則第17条第2項の規定により教育長が指名とありますので、私の方から指名いたします。1番 丁子谷委員、3番 奈良委員にお願いいたします。

◎会期の決定

○教育長

日程第2、会期についてお諮りいたします。会期は本日一日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日一日とすることに決定いたしました。

◎前回会議録の承認（令和2年第13回定例会）

○教育長

日程第3、前回の会議録の承認についてであります。ご異議なければ承認したいと思います。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議がないようですので、令和2年第13回定例会の会議録を承認することに決しました。

◎教育長の報告

○教育長

日程第4、教育長の報告ですが、既に市の広報1月号でもお知らせしております「令和3年五所川原市成人式」の延期につい

て改めて報告します。令和3年1月10日に予定しておりました「五所川原市成人式」については県内外の新型コロナウイルス感染状況に鑑み、新成人及び市民の皆様の健康と安全を考慮し、安心して参加できるよう成人式の開催を令和3年8月中頃に延期しております。延期後の開催につきましては、6月頃の市の広報及びホームページに掲載します。また、市内に住所のある方には再度案内を送付します。市外に住所のある方は再度電話で受付する予定です。因みに、延期の決定をしました12月7日までの申込者は356人でそのうち71人が県外からの申込者でした。

次に、1月8日に開催しました「令和2年度第2回五所川原市立小中学校長会議」について報告します。年度初めの4月3日には教育委員の皆様にも出席いただき、「第1回五所川原市立小中学校長会議」を開催し、今年度の教育方針を校長先生方に伝達し、本市の教育施策の方向性や重点等を確認しました。今回の第2回目の私からの挨拶では、コロナ禍の中にあっても感染症対策を講じながら、学校の実情に応じた様々な教育活動に取り組んでいただいていることに感謝するとともに、教職員の働き方改革に向けての取組や服務規程の確保等について話をしました。その後、各課からの説明があり、学校教育課からは「小・中学校文化活動の方針」と「問題行動・不登校等の現状」「教職員の出退勤管理」について、教育総務課からは「一人1台端末」「コミュニティ・スクール」について説明がありました。また、学校教育課谷川課長からは、「卒業式及び入学式等の行事」「教科書指導書整備事業」「会計年度任用職員の人事評価」等について説明しております。

次に、学校教育課工藤主任から、「確かな学力向上プラン」検証のためのアンケート調査の分析結果等について説明があり、来年度の取組みへの方向性を確認しております。このことについては、新年度の4月5日に予定されている「令和3年度第1回五所川原市立小中学校長会議」で改めて確認する予定です。

#### ◎付議案件

##### ○教育長

次に、日程第5 議案第1号「令和3年度五所川原市学校教育指導の方針と重点について」を議題といたします。本件について、担当課より説明願います。

##### ○学校教育課長

議案第1号「令和3年度五所川原市学校教育指導の方針と重点について」、議案書を基に説明した。

##### ○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長

質疑を終結いたします。採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に日程第6 議案第2号「五所川原市教育委員会スポーツ顕彰受賞者の決定について」を議題といたします。本件について担当課より説明願います。

○スポーツ振興課長補佐

議案第2号「五所川原市教育委員会スポーツ顕彰受賞者の決定について」、議案書を基に説明した。

○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

○丁子谷委員

新聞に青森県の受賞者が掲載されていましたが、五所川原市民がいないかどうか確認はしていますか。

○スポーツ振興課長

市の受賞候補者は学校からの推薦によるものですので、そちらの確認はしておりませんでした。今後は確認するようにいたします。

○教育長

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

ないようですので、質疑を終結いたします。  
採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案第3号「五所川原市教育委員会文化顕彰受賞者の決定について」を議題といたします。本件について担当課より説明願います。

○社会教育課長補佐

議案第3号「五所川原市教育委員会文化顕彰受賞者の決定について」、議案書を基に説明した。

○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

○丁子谷委員

文化功労賞の個人のところでは師事した個人名に「氏」が記載されていますが、団体の方には記載がないので修正の必要があるのではないのでしょうか。

○社会教育課長補佐

資料の修正を行います。

○教育長

ほかにございませんか。

(なしの声あり)



ないようですので、質疑を終結いたします。  
採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。  
以上をもって今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。  
「その他」として何かございませんでしょうか。

○学校教育課長

「児童生徒指導状況の推移、長期欠席児童生徒数の推移」について報告する。

○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

○奈良委員

いじめ対応や生徒指導は、学級担任と生徒指導の先生ではどちらが中心になって対応していますか。

○学校教育課長

事案により異なりますが、こちらから学校にお願いしているのは、問題行動や不登校について学級担任一人に任せることなく組織で対応するということです。

○奈良委員

学級担任だけの負担が大きくなるよう、校長なども含め組織で対応していただければと思います。

○丁子谷委員

一人の子どもをターゲットにして集団で強要するようなことはありませんか。集団化には注意が必要です。

○学校教育課長

今のところ、そのような事例はありません。

○丁子谷委員

中学校の長期欠席は3年生がどれくらいいるのか、またこの中で中央公民館の適応指導教室には何人通っているか教えてください。大事な将来に繋がりることですので進路のことをきちんと考えられているのか気になります。

○学校教育課長

詳細な資料が手元にございませので、後ほど報告いたします。

○木村委員

窃盗となるのは警察に被害届を出すなどの場合でしょうか。家庭内の行為でも窃盗の区分に入りますか。

○学校教育課

補導されたり保護者の対応によって刑法に該当するかが判断されると思います。

○楠美委員

無断外泊の場合、保護者はその事実を把握しているものでしょうか。

○学校教育課

保護者は在宅していても把握できていなかった事例はあります。

○教育長

他に何かございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

ないようですので、ほかに何かございますか。

○スポーツ振興課長

スポーツ指導者等有資格者について調査結果を報告した。  
続けて、体育施設の損害賠償の和解について報告した。

○教育長

ただいま報告があった件について何かご質問はございますか。

○丁子谷委員

実際指導している方達が、これから指導者講習会を受けて指導していく意識を持って取り組んでほしいと思います。資格があるかないかで責任の在り方も違うのだとすると、スポーツ推進委員になる方にはぜひ資格を取得していただきたいと思います。審判に関しては、地域子ども達が県外の大会に行く際に帯同審判員が必要になりますが、父兄の中にいなければ帯同審判員として行けない場合があります。これからは大会要項にも指導者としてどのような資格が必要か明記されることも考えられます。各団体に聞くのも良いですが地域活動の中でも把握に努めてほしいと思います。特に医学的知見が必要になるので、そのような知識を得るための受講の機会を与えるようにしてほしいです。例えば今回の受賞のような団体があれば、その中に指導者がいるのか把握できる場面があると思いますので、よろしくお願いします。

○教育長

これからの方向性としては、個人や保護者の負担が出てくる可能性がありますし、先生方の働き方改革も同じ方向性に立っています。現在スポーツ振興課で開催している講習会は継続してください。

○スポーツ振興課長

了解しました。

○丁子谷委員

損害賠償の件についてですが、指導者がそこにいるのであれば物損とならないように指導すべきです。

○木村委員

軟式のボールであっても壊れることは想定されるので、ボールを投げる方向など練習の仕方を指導するのは当たり前のことだ

と思います。

○スポーツ振興課長

今後同じことがないようにしていきたいと思います。

○教育長

他に何かございませんでしょうか。

○教育部長、学校教育課長

教育部長から新型コロナウイルスに関する学校及び教育施設の対応について報告、学校教育課長から学級学年閉鎖と関係者のPCR検査の状況について報告した。

○教育長

たった一日の出校が後になって大きく影響しますので、学校も保護者も子ども達の体調や行動に十分気を付ける必要があります。学校は保育施設との関連が大きいので、市の部局とも情報を密にしていけることが大切です。

○奈良委員

体育施設の休館期間が当面の間となっておりますが、これからどのようなようになる予定ですか。

○教育長

この後は、新型コロナウイルス対策本部で延長するかどうか、その時の感染状況により判断することになります。これから心配されるのは、子どもの受験や就職でやむを得ず緊急事態宣言都市へ移動する場合が出てくることです。緊急事態宣言後も感染者がなかなか減っていない状況です。委員の皆様も地域の情報がございましたら寄せていただければありがたいです。

○教育長

ほかにございますか。

ないので、これを持ちまして令和3年五所川原市教育委員会第1回定例会を閉会いたします。

午後2時46分閉会

署 名

五所川原市教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年1月21日

五所川原市教育委員会教育長

長 尾 孝 紀

五所川原市教育委員会委員 1番

丁子谷 悟

五所川原市教育委員会委員 3番

奈 良 陽 子

会議の書記 教育総務課長

永 山 大 介